

令和7年宇治田原町予算特別委員会

令和7年6月16日

午前10時開議

議事日程

日程第1 議案第30号 令和7年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）

（総務関係、建設事業関係所管分）

令和7年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）

（教育委員会所管分）

1.出席委員

委員長	10番	藤本英樹	委員
副委員長	11番	田中大典	委員
	1番	谷口茂弘	委員
	2番	光島善正	委員
	3番	堀口宏隆	委員
	4番	浅田晃弘	委員
	5番	山本精	委員
	6番	今西利行	委員
	7番	浅田賢茂	委員
	8番	上野雅央	委員
	9番	山内実貴子	委員
	12番	原田周一	委員

1.欠席議員 なし

1.宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	勝谷聡一君
教育長	南亮司君
総務政策監	奥谷明君
総務理事兼総務課長	村山和弘君

建設事業理事	垣内清文君
教育次長兼	矢野里志君
学校教育課長	中地智之君
企画財政課長	明尾洋平君
企画財政課課長補佐	植村和仁君
まちづくり推進課長	谷出智君
産業観光課長	重富康宏君
学校教育課課長補佐	市川博巳君
学校給食共同調理場 所長	田村徹君
社会教育課長	小川英人君
社会教育課課長補佐	

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	西尾岳士君
専門官	長谷川みどり君

開 会 午前10時00分

○委員長（藤本英樹） 皆さん、おはようございます。

本日は、予算特別委員会を招集いたしましたところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日の委員会は、去る6月4日の本会議において上程され、本委員会に付託されました議案第30号、令和7年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）につきまして、お手元に配付しておりました日程表により審査を行いたいと思います。

本日の委員会において、不適切な発言等がございました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 皆様、改めましておはようございます。

本日は、令和7年第2回定例会におけます予算特別委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

当委員会の藤本委員長をはじめ委員の皆さんにはいろいろとお世話になりますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

そして、昨日でございますが、グリーンライフカレッジ、そしてことぶき大学の開講式に全議員の皆さん、ご参加をいただきまして、本当にありがとうございます。

お話の中にございましたが、片平さんのお話でございますが、非常にユーモアの中にも本質があるようなお話でして非常によかったなというふうに思っております。最後の質問だったかなと思いますが、ある女性の方がご質問された回答ですが、天気予報はあくまで事前の手段であるというようなことがあって、実際に助かったかどうかというのは、ご近所のお付き合いとかご近所の助け合いがあったからだというふうなことをさらっとおっしゃっていましたが、非常にまとまっていたいいお話だったなというふうに思っております。

その中のスリーアールというお話、ごみのお話がありましたが、その関連で申し上げますと、その1日前に、廃棄物環境行政であります城南衛生管理組合の臨時議会がございまして、本町からいきますと上野委員と、そして山本委員がご出席いただいておりますけれども、人事案件が主なものでございまして、ご承知のとおり、宇治市議の堀議員のほうで議長にご選任をされております。

その関係でいきますと、また元衛管職員さんでもあります、その前の週、エコパートナーシップうじたわらの総会がありまして、そこにもご出席をいただいた議員の皆さん、ありがとうございました。何が言いたいかといいますと、元会長であります蘆原昇さんのお話でございます。残念なことで、ご承知のとおりお亡くなりにはなりましたが、長年、本当に人柄といいますか、あの人の周りには人が集まり、笑顔で話し、片平さんじゃないんですけれども、真面目で頭のいい方なんです、非常にユーモアのあるような講演をされる方でした。20年以上エコパーのほうにも設立当初から関わっていただいております、この間、いろんな総会とかに出させていただきます、団体の。よく出てくるのが、どうしても担い手のほうも高齢化になってきて、この辺の引継ぎといえますか、継続性というのが危ぶまれていますよねというお話がございました。エコパーも同様に、次期会長であります、新会長であります岩瀬さんもそのようなお話をされておりました。

エコパーのときにお話をさせてもらったのが、大変私ごとで恐縮なんです、うちの娘が保育園児、あゆみのそのに行っているときに、実は、家に帰ってきて、スリーアールの、パパ、プラマークって知っているかということを書いてくれました。そのプラマークはまた何かに生まれ変わるねんというように書いてくれました。それは、わざわざ保育園児ですので、言葉が拙い中でも、何でこんなことを言うのかなと思うと、実はその現場におきまして、保育所のほうに蘆原さんが行ってくださっていたんですね。蘆原さんが、要は保育園児でも分かるような言葉で、面白くしゃべってくれているから、うちの娘はそれを私に伝えてくれた。その娘が小学校4年生のときにポスターを作りました。そのポスターがプラスチックごみを減らそうというような、海洋の海のプラスチックごみを減らそうというような啓発のポスターを描きました。このように、高齢化でなかなかつなぎはないということは担い手のつなぎがないということもありますが、そういった思いみたいな部分というのは、少なからず、例えば蘆原さんはもうこの世にはいらっしやいませんが、うちの娘のどこかに、例えば環境とか廃棄物のことを思うDNAについては引き継がれているのかというふうに思っております。

結局、この町も人につないでいく必要があると思っておりますので、日々の活動を含めまして、やはり蘆原さん、大好きだった宇治田原をつなぐためにも、私もいろんな機会を通じて人としっかりとコミュニケーションを取っていききたいなというふうに決意を新たにしております。

さて、本日の予算特別委員会におきましては、一般会計補正予算につきましてご審査

を賜ることになります。

可決すべきものとしていただきますようお願いを申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ただいまの出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の予算特別委員会を開きます。

それでは、お手元に配付しております日程表により審査を行います。

予算審査の進め方といたしましては、日程表にありますように常任委員会所管ごとの審査とし、まず、総務関係、建設事業関係所管分より行うことといたします。討論、採決に当たっては、全ての所管分が終了した後、行いたいと思います。

◎議案第30号の説明、質疑

○委員長（藤本英樹） これより、議事に入ります。

日程第1、議案第30号、令和7年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局より、総務関係、建設事業関係所管分の説明を求めます。中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） それでは、議案第30号、令和7年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）のうち総務建設常任委員会に関わる案件につきまして、議案第30号の議案書、主要事項調書、横表の資料をもってご説明を申し上げます。

まず、議案書1ページをご覧ください。

歳入歳出それぞれ1億2,016万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ58億816万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、主要事項調書、横表の資料によりご説明を申し上げます。

まず、横表のほうをご覧ください。

横表1番、企画財政課所管のふるさと応援基金積立てでございます。

こちらは、その1つ下、2つ下でございます横表3番のふるさとの品開発支援事業費に関連する予算となりますので、後ほど3番とセットでご説明のほうを申し上げたく思います。

先に、横表2番、まちづくり推進課所管の地域公共交通事業者支援事業費のご説明を申し上げます。主要事項調書は1ページをご覧ください。

原油価格の高騰により経営が圧迫されている町内唯一の路線バス事業者を支援するた

め本町独自の補助を行うもので、燃料価格高騰による負担増分として239万6,000円を新たに計上するものでございます。

続きまして、横表3番、企画財政課並びに産業観光課所管のふるさとの品開発支援事業費でございます。主要事項調書は2ページ目をご覧ください。

本町のふるさと納税の返礼品として新商品の開発、既存商品の魅力アップに意欲的に取り組んでいただける事業者を応援するため、新たな補助制度を創設するものでございまして、ふるさと納税のプラットフォームを使い、クラウドファンディングによって財源を調達する試みでございます。

主要事項調書、中ほどの図で申し上げます。

100万円で新商品の開発を目指す場合、250万円の寄附を集めることができれば、寄附額の10分の4、つまり100万円全額の補助が受けられるイメージでございます。この場合、寄附者の方へは既存のふるさとの品からお礼をお送りしますので、返礼品等として赤く囲っております150万円、この枠の中から返礼品経費を支出いたします。なお、この返礼品経費にはふるさと納税制度の50%ルールが適用されますので、250万円の寄附額の半分125万円は募集経費として消費をいたしますが、150万円との差額、ここでは25万円になりますが、25万円は町に残る仕組みとなっております。

また、下の表では、目標額に届かなかった場合を想定しておりますが、このケースでも寄附額125万円の10分の4に当たる50万円は補助金を受け取れる仕組みとしております。

ここで、横表1番のふるさと応援基金にお戻りいただきまして、先ほどのクラウドファンディングで募りました250万円の寄附金を基金の設置管理条例に従いまして、ふるさと応援基金へ積み立てるため、受入額250万円と同額の予算を追加するものでございます。

以上、まずは総務建設所管分についての説明とさせていただきます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。これより質疑を行いたいと思います。

質疑のある方は挙手願います。ではまず、谷口委員。

○委員（谷口茂弘） 私のほうから2点ございます。

まず、1点目でございます。予算書10ページ、補正予算案の主要事項調書では1ページ目になります。

地域公共交通事業者支援事業費239万6,000円についてですが、これは町内に乗り入れる町外への唯一の公共交通機関である京都京阪バス株式会社が町内への便数や路線を維

持するために同社に対して経営支援を行うものであり、町民の鉄道駅までの足の確保のためにどうしても必要なものであると理解しております。

ここで、3つ質問がございます。

まず、1つ目ですけれども、これは同社からの依頼ではなくて、本町独自の支援であるかどうか、お尋ねいたします。

○委員長（藤本英樹） 植村課長。

○まちづくり推進課長（植村和仁） 改めまして、おはようございます。

それでは、ご答弁申し上げます。

例年、京都京阪バスさんのほうから、本町も含めて関係自治体に対しまして要望書の提出のほうがされております。先日の堀口議員からの一般質問でも申し上げましたとおり、この間の同社の著しい運転士不足、それから運転士不足による路線休止等の現状から、本町に関する路線を維持していく必要があると考えております。

国、府では、営業所等の省エネ化、それから利用環境の整備等支援をされているところでございまして、本町においても運行事業者への支援施策の1つとして、独自に実施するものでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口茂弘） 次に、この支援によって現行の便数や路線というのは、当面の間、幾らかの期間確保できると考えていいのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（藤本英樹） 植村課長。

○まちづくり推進課長（植村和仁） 運転士不足、全国的な課題となる中、京都京阪バスさんにおかれましても依然として厳しく、二種免許を持つ事務職、それから管理職も路線バスの運転をするなど、地域の足を守るために真摯に努力をされているところでございます。しかしながら、現状では人員が確保できていない中、今後、運転士の数に併せた減便等も推測されるところはございますが、当該支援金も活用いただきながら路線維持に向けた企業努力をしていただけるものと考えております。

あわせて、本町といたしましても、運転士確保に向けた取組を加速させてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口茂弘） この事業もそうですけれども、路線や便数の維持のために、今後、この支援金も含めてですけれども、繰り返しこういう支援というのは必要になると考えられるのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 植村課長。

○まちづくり推進課長（植村和仁） 町内外をつなぐ唯一の大量輸送可能な公共交通でございます。日々利用している通勤、通学者のためにも継続した運行、路線の維持というのが必要と考えております。当該事業ももちろんのこと、今後様々な活動等を継続して取り組んでいく中で、京都京阪バスの継続した運行を支援してまいりたいと考えております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口茂弘） 先ほども申しましたけれども、町内に乗り入れる町外への唯一の公共交通機関であります。何とか足の確保については継続的に支援を続けていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

もう一つございます。

○委員長（藤本英樹） 続いてどうぞ。

○委員（谷口茂弘） 予算書の同じく10ページですけれども、補正予算案の主要事項調書の2ページ目でございます。

ふるさとの品開発支援事業費100万円についてお尋ねいたします。

こちらのほうは厳しい財政状況の中で、ふるさと納税による税収アップを図るために新たなふるさとの品を開発するのに、クラウドファンディングを活用する本事業については大変よい取組であると評価したいと思っております。

そこで、4つ質問があります。

まず、1つ目です。補助額が寄附金の10分の4、これはクラウドファンディングの目標額を補助対象経費の2.5倍にするというのと同じ理由かと思えますけれども、この数字にした理由というのをお聞かせください。

○委員長（藤本英樹） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） 補助額100万円満額を受け取るために、その2.5倍である250万円、その寄附額を求める理由について、もう一度主要事項調書2ページの中ほどの図で改めてご説明を申し上げます。

このページは、補助額100万円、網かけしているところですが、100万円に對しまして、右側、返礼品等150万円としておりますけれども、この150万円の内訳は寄附額の10分の5に相当する125万円、こちらが返礼品代。そして、寄附額の10分の1に相当する250掛ける0.1、10分の1に相当する残り25万円というのが町の収入になります。つまり、出資者に対する返礼品の経費に10分の5をまず消費いたしますので、残り10分の

1は寄附を募る自治体の収入ということで整理をいたしますと、補助金に使える割合というのがおのずと残り10分の4ということになりますので、目標額の設定に対しては、逆算して10割る4ということになるかと思えますけれども、そうして求めますと、2.5倍の寄附を求める、そういう理屈で整理をしたものでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口茂弘） この上の図ですけれども、クラウドファンディングが成功した場合の例図ですけれども、これのほうは事業者にとっては開発費が助かりまして、町にも将来的にはふるさと納税がどうかするというのでは非常によい点かと思えます。この場合ですけれども、本事業単体での町の収支というのはどうなるんでしょうか。もうけとかうまみとかはあるのでしょうか。さっきちらっと1割という話もあったかと思えますけれども、もう一度ご説明をいただけたらと思います。

○委員長（藤本英樹） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） まず、前提として、本事業の財源というのは、全て寄附により運用をいたします。そのことから、一般財源の持ち出しはないということを1つ先に申し上げさせていただきまして、事業単体での町の収支ということにつきましては、繰り返しになりますが、寄附額の10分の1が町の取り分ということで、通常のふるさと納税であれば、ここが10分の5になります。その10分の5が自治体の取り分になるということを経験しますと、いわゆるもうけ部分というのは少なくなるということになりますけれども、地場産品を拡充するということで町の魅力の底上げを図りたいという面で、将来に向けた投資の側面というところがございまして、事業者、そして寄附者、宇治田原町、この3方がよくなるような取組としたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口茂弘） 今回の事業では10分の1ですけれども、将来的に見たら町にとってもいい事業ということで理解いたしました。

次に、下の図ですけれども、クラウドファンディングの目標額に寄附額が達していない場合でも、そもそもクラウドファンディングって成立するのでしょうか。不成立の場合でも補助金や返礼品を町から支給するのでしょうか、お尋ねいたします。

○委員長（藤本英樹） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） 寄附金を頂いた方にお礼の品をお返しするという点に関しましては、これはふるさと納税の制度で運用しますので、そこに関しては必須という

ことになります。

クラファンの成立するのかどうかというところですけども、まずは応援したくなるような産品開発を提案していただくと、そういうことが前提になりますけれども、目標額に到達しなくてもチャレンジをしたい、そういう熱量を持った事業者に手を挙げていただきたいというふうに思っております。

地場産品としての適正であったり、実現可能性というところに関しましては、応募内容をしっかり審査する中で魅力ある提案を選定させていただいて、クラウドファンディングサイトの作成についても私どものほうでしっかりサポートしていきたい、そのように考えております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口茂弘） よろしくをお願いします。

最後ですけども、クラウドファンディングの成立、不成立にかかわらず、クラウドファンディングの運営事業者への経費というのは業者によるかとは思いますが、発生するかと思います。この経費負担というのはどうなっているのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（藤本英樹） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） 当然クラファンの運営経費というのは必要になってまいります。寄附額を頂いたうちから募集経費として確保いたします10分の5の募集経費、その中から捻出したいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口茂弘） 分からない中でも、大体およそのところは理解できました。何とか冒頭申しましたとおり、厳しい財政の中です。ふるさと納税の税収アップは町長も掲げられているとおりに必要に重要な事業だと思っています。どうぞ継続してよろしくお願いします。私からの質問は以上です。

○委員長（藤本英樹） では、堀口委員、お願いします。

○委員（堀口宏隆） なぜクラファンを活用するのか、お聞きする予定でしたが、これまでの答弁で理解することができたので結構です。

○委員長（藤本英樹） では、ほかに何かございませんか。光島委員。

○委員（光島善正） すみません、同じふるさと品開発支援事業のことなんですけれども、これも先ほど、谷口委員がおっしゃったように大変すばらしい取組であると考えております。

クラファンで集めた金額だけで開発するための、あるいは改良するための経費を賄い、さらに返礼品の財源まで賄える画期的なやり方であると、これは評価したいと思います。

そのために質問ですけれども、これを広げていかないと意味がないことになりますので、これを広げていくためにどういう施策を考えておられますか。

それともう一つ確認になるんですけれども、業者が増えていく、例えば1社、2社、3社とかいう形でこれが出てきた場合に、金額が膨れ上がったときに、どのような処置を取っていかれるかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（藤本英樹） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） 今、2件ご質問をいただきましたが、まず1点目、どのように広げていくかというところに関しましては、もちろん町から発信する様々な手段、広報誌、ホームページ等を通じて周知はいたしますが、一方で、ふるさと納税の返礼品を取り扱っていただいている事業者様に対する説明会というのを毎年行っておりますので、その機会でもこの制度のご案内というのはさせていただきたいなというふうに思っております。

基本的に、中の方がメインにはなるのかなと思っておりますけれども、そういう機会を通じて制度のご案内というのはしっかりしていきたいと思っております。

2点目の事業者が複数応募された場合というところですが、まずは先ほどの説明でも申し上げましたが、実現可能性であったり、どれだけそれが魅力ある品なのか、寄附をそもそも集められる品なのかというところはしっかり事務局のほうで精査をしたいなというふうに考えておりますので、そのあたり、予算の範囲の中で運用するということにはしておりますけれども、まずはご応募いただいた中からそこはしっかり精査をしていきたい。当然、またそれを次の予算で2の手、3の手というのを増やしていきたいなというふうには考えております。

○委員長（藤本英樹） 光島委員。

○委員（光島善正） 我々も微力ながら協力させていただけたらなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。山内委員。

○委員（山内実貴子） 大体の流れは分かったんですが、今、光島委員からもありましたとおり膨れ上がったらどうするのかという中で、一応今回の補正額は100万円なんですけれども、将来的にどこまで補助するというのが、上限というのは考えられておられるのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） 上限というよりも、むしろ下限は目標額100万円以上の事業にしてくださいという制度にはしております。今回、100万の予算の中でどこまでできるのかということがもちろんあるんですが、将来的にはもっと大きな取組に関しても、この財源の話を最初に申し上げましたが、寄附が集まれば幾らでもできるというか、それが皆さんの賛同を得るような事業であれば多くの資金を集められるという制度ですので、別に上を特段定めずにいろんな提案は募れたらいいなというふうに考えております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 山内委員。

○委員（山内実貴子） 分かりました。

本当に将来的な投資ということでしっかりとやっていただきたいなと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） よろしいですか。

ほかにございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 1つだけ。ふるさと納税のことは今のことでよく分かったんですが、地域公共交通のことで1点確認したいことがございます。

先ほど、今回の補正に関する支援事業は独自の支援やという先ほど答弁されたんですが、けれども、田辺にしろ宇治にしろ、ほかの沿線自治体の支援はどうなっているのか、そのあたりちょっと確認したいと思うんですが。

○委員長（藤本英樹） 植村課長。

○まちづくり推進課長（植村和仁） 京都京阪バスの沿線市町といいますと、久御山町、宇治市、京田辺市、城陽市、本町になりますが、それぞれ独自の支援をされておりまして、例えば京田辺市におかれましては、あそこの路線は奈良交さんとか、京阪バスさんとか京都京阪バスも入っておられますので、それぞれに支援金をされたり、また違う形で、例えば運転士の不足に対するようなソフトの事業をされたりというような、それぞれの範囲内でできることをされているということです。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） ということは、各自治体によってその支援の仕方がバラバラやという理解でいいわけですね。

京阪バスの宇治田原町、本町の支援ということに関しては、何とかその維持のために、担当課はじめ非常に努力を過去からされていることは私も見てきていますし、よく

事情も分かっているんですけども、やはり宇治田原のこの路線でいいですよ、宇治行きと、それから田辺行きがあるわけですけども、そこに城陽とか宇治とかあるわけですよ。そこで、先ほど言われた営業距離に基づく算出方法というのがあって、239万6,000円という金額が出ているんですけども、やはり我々、当然京阪バス全体のことにも最終的には関わってはくるんですが、やはりまず我々町内を走っているこの路線の維持というのは、やっぱり近隣市町と延線の自治体との協調ということによって維持してもらわないと、我々だけの、あくまで町内での距離での支援ということなんでね、もし宇治田原から外へ出たときによそは知らんということでは、これは本末転倒になりますんでね、そのあたりの連携とか話合いとかというのはできているのかどうか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（藤本英樹） 植村課長。

○まちづくり推進課長（植村和仁） 昨年度もその沿線自治体の担当者が集まって勉強会のほうを3回程度させていただいております。今年度も6月内に実施するというような形で今進めておりまして、その中で、京都京阪バスさんの現状なりの情報共有、それからそれぞれの沿線市町の取組の進捗状況なり意見交換なり情報交換を進めて、危機意識というかそれぞれの意識共有というのは進めているところでございます。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 日々、努力していただいていることはよいことであって、評価をしておるところなんですけども、例えば昨日のグリーンライフカレッジ、ことぶき大学の開講式にも非常に多くの方に参加していただいているんですけども、従来出ていた送迎のバスが出ていないわけですね。そこで、利用せないかんのが地域のバスなんですけれども、そこで路線バスがなくなると、結局余計参加できないというような、乗り継ぎも含めて、地域公共交通が入っていないところ、例えば緑苑坂であるとか、岩山の奥のほうとか、ああいうようなところの人は全く今免許証の返上とかいろんなことがあって、一方ではそういうことを町は高齢者の免許返納とかということをしていて、片一方はそういうような行事に参加するのに送迎のバスを廃止する。そういうような何か矛盾したことが起こっておるんですね。

そこで、我々は路線バス、唯一のあれは本当に確保してもらわないかんということで、何とかその辺は地域、ほかの自治体との連携を含めて強固に話合いをしてもらわないと、何とか維持していただかなあかんというふうに思っておりますので、その点、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業理事（垣内清文） ありがとうございます。

確かに交通空白地を残すのが、実は自治体の今の、全国でも同じなんですけれども、最大の責務やというふうに考えております。

地域公共交通というこの言葉も恐らく最近出てきた言葉じゃないかなというふうに私も感じております。それまでは、バスとか電車とかという形で、一般的なそういうものを公共交通と呼んでいたんですけれども、町内が発するバスとか、今では、は一とバス、は一とタクシーの関係になります。

原田委員おっしゃるように、緑苑坂については、今でも京都京阪バスが走っておりますので、いわゆるは一とバスの乗り入れについてはしない。将来的には確かにどうなるか分かりません。少なくとも、今、町内の方々にとっての空白地をなくすることがまずは我々の責務。それと、町外へつなぐための京都京阪バスをなくさないことも、これは地域の方々にとっても非常に大事なところ。

先日も堀口議員の一般質問でもございましたように、やはりこういったことが行政がやっぱりしっかり関わっていかなあかん。

先ほど、植村課長のほうからも話ありました実は勉強会というのは、実はこれは宇治田原が音頭を取っております。特に宇治とか城陽、それから京田辺市さん。事情が、やはり駅があるとないとではやっぱり非常にご事情も違うんですけれども、我々にとって駅のない町として、京都京阪バスが町外をつなぐ唯一の路線であるので、ここは我々が汗をかいて皆さんと共にやっていこうという形で、そこには京都府も入っていただいていますし、運輸局も入っていただいています。具体的には、やはり運転士の不足、赤字路線というところの解消というのはメインの話になりますけれども、何せ人口が減っておりますので、運賃は改定いただくんですが、路線の便数が減らないようにするためには、やはり皆さん、一人でも多く乗っていただくこと。

特に、我々が皆さんにバスに乗っていただくといいましても、なかなかさっきの免許の返納の話もありましたけれども、実は免許返納してからバスに乗られる方ってほとんどいらっしゃらないんですね。これはやはり安全の面を考えての返納であって、バスにつなぐための返納でもないという事実もございます。

ただ、町としても、そういったことを皆さんに周知しながらバスのご利用を一切でも早くご利用いただけるように地域の足の確保と町外への足の確保を今後我々は精いっぱい汗をかきながらやっていって、末永く持続性のある事業としてつないでいけるように、

今回は僅かではありますがけれども、こういった業者支援をしておりますけれども、今後も継続してやるだけでなく、運転士の確保をできるような事業のほうを加速させながら進めていきたいというふうに考えておりますので、議員の皆さんのほうもご理解いただきたいと思います。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 全くそのとおりのことやと思います。

それで、本町もご存じのとおりどんどん高齢化というのは今後も進んでいくということでもあります。それで、そうすると、余計に鉄軌道のない本町にとっては路線バスの維持というんですかということは非常に重要なことなんで、担当課、大変ご苦勞ですけれども、住民のためによりしくお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 私、ふるさとの品開発支援事業費で教えていただきたいんですが、寄附額が全く集まらないような状況に陥った場合、この支援事業費という事業はできないのか。それともやっていくつもりなのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○委員長（藤本英樹） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） もちろん全く集まらない場合ということも想定すべきかとは思いますが、冒頭の説明でも申し上げましたように、集まるようなものを採択したいというのが大前提にはございます。応募いただいた事業の中から寄附を集められる、そういう魅力のあるご提案をいただいた事業者にはまずは走っていただきたいなということは考えております。

集まらなくても、目標額に達しなくてもやりたいとおっしゃられれば、その熱量を買って集まった分の支援はしたいなというふうに考えておりますけれども、答えになっていないかもしれませんが、まずは集められる、そういう事業を採択して、1つ成功事例をつくりたいなというところでございます。

○委員長（藤本英樹） 浅田晃弘委員。

○委員（浅田晃弘） そういうところも想定しながら、さきの一般質問でもお答えいただいたように、もうけるというのか、もうかる自治体というのか、そういうことを目指してはりますんで、ふるさと納税は大事な取組やと思いますので、集まらなくても何らかの形でその分を補助できるような、そういう単独というのか、お金を出していけるような補助制度みたいなものも必要じゃないかなと思います。

ふるさと納税の関係はふるさと納税だけでというようなことじゃなくて、商工業者を

さらに発展していってもらえるような開発をしてもらえるような、そういうような補助金を使ってそういう開発にもつながるといようなことも魅力的な事業になるのと違うかなと思いますので、そのあたりも検討いただいて、もしいいときでしたら目標額に達していたらそれでうれしいことですけれども、それ以外でしたらやはり手を挙げていただいた事業者さんにもそれなりの補助額を出せるように、ここから枠を外れたところで何かそういう産業関係の補助金も充てられるようなことも考えていったほうが、より一層魅力的な事業につながるん違うかなと思いますので、そのあたりもまたご検討いただければいいかなと思います。ぜひもうかる自治体目指して頑張っていただきたいと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） 答弁よろしいですか。もしお答え何かしはることあれば。大丈夫ですか。勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） まず、今回こういうスキームにしているのは、例えばクラファンするときに、クラファンというか募集するときに、その事業者さんも自分が持っているネットワークでアナウンスを一緒にしてほしいというのがあります。例えば、この制度がない場合どうされるかというと、寄附者側からすると、全部ポケットマネー、自己負担で寄附をして、何かしはったときに集めはりますよね。でも、ふるさと納税の場合って、2,000円以外は税が控除されるので、あまり傷まずに、寄附者はハードルが低く寄附ができるんですよね。何が言いたいかというと、事業者にちょっとした熱量があれば、つながりを持って、こんだけ知っていてこんなことをするんでお願いしますというと、集まりやすいんですね。なので、そういう思いを持った方を基本的には選考というか、エントリーしてほしいという思いがあります。

なので、逆に言うと、今全くそういう何も制度がない中で、自分がしたい事業にただ単に善意のみで寄附を集めていらっしゃる方が今いらっしゃるので、こっちのほうで圧倒的に低いと思っているんです、ハードルは。なので、そうしたいと思いますし。

別建てのお話でいくと、今、産業のほうで創業支援という補助金がありますので、それはもうちょっとスタートアップとかに使うものではありますけれども、ご用意は一応しているところでございます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） そういう取組、クラウドファンディング自体、私のような古い人間はどういう制度なんやというのがもうひとつ分かっていませんで、そういう仕組みをしっかり使っていただいているようなので安心はいたしましたけれども、できるだけそ

ういう手を挙げた事業者さんを補助していくというのか、支援していく、そういう姿勢を持っていてやっていただけたらと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。山本委員。

○委員（山本 精） 今のところなんですけれども、クラファンのことで、例えば、今言われていて、確かにええと思うんですけれども、目標額を上回った場合のことなんかはどうなんでしょうか。ここはどのように考えられているか。目標額を上回った250万プラスアルファの分というのはどんな形に使われていくんかということがちょっとお聞きしたいところなんですけれども。

○委員長（藤本英樹） それさっき、谷口委員の質問で答えてはと思うんですけれども、上回った分は事業者利益になります。

ですよね。中地課長、もう一度答弁お願いできますか。

上回った分の利益をどうするかという話です。中地課長。

○企画財政課長（中地智之） 上回った場合につきましては、一つ制度として事業者様のほうが計画を拡充するという2の手も与える仕組みにはなっています。目標額を超えて集まった場合は、さらにもっと投資をするというようなそういう選択を与える仕組みにはしております。そうすると、我々自治体側の10分の1の枠というのも当然大きくなりますので、先ほど、当初から申し上げているように、もう三方よしとなる仕組みで、寄附が集まったら集まっただけ皆さんが喜んでいただけるような仕組みにはしたいと思っていますけれども、まずは目標額に向けてしっかりその額を確保しにいくというところを目指したいなというふうには考えております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。結構です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、日程第1、議案第30号に係る関係者所管分の質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前10時50分

○委員長（藤本英樹） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、当局より教育委員会所管分の説明を求めます。中地課長。

○企画財政課長（中地智之） それでは、一般会計補正予算のうち、文教厚生常任委員会所管分につきまして、改めまして、主要事項調書、横表の資料をもってご説明を申し上げます。

まず、横表資料4番、学校教育課所管の施設維持管理費でございます。

こちら宇治田原小学校の放送設備が故障いたしまして、修理を要することから修繕費用といたしまして440万円を追加するものでございます。

次に、横表5番、同じく学校教育課所管の中学校体育館空調設備等整備事業費でございます。

こちらは主要事項調書の3ページ目をご覧ください。

令和6年度より設計業務に着手しております維孝館中学校への冷暖房設備の設置及び照明のLED化につきまして、整備工事等工事管理業務に要する費用といたしまして9,312万7,000円を計上するもので、来年夏までの完成を目指して、工事請負業者の選定に取りかかるものでございます。

続きまして、横表6番、社会教育課所管の体育施設集約化事業費でございます。

主要事項調書は5ページをご覧ください。

トレーニングセンターの機能を住民体育館内に移設、集約するとともに、住民プール、トレーニングセンター棟の撤去及び駐車場整備を一体的に行うため、工事設計に要する費用を計上するものでございます。

続きまして、議案書のほうにお戻りいただきまして、議案書は3ページ、第2表の繰越明許費でございます。

先ほどご説明を申し上げました学校教育課所管の中学校体育館空調設備等整備事業費につきまして、工事が来年6月に完了する見込みでありますことから、繰越明許費の設定を併せてお願いするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為の追加でございます。

横表資料は2ページ、議案書のほうは3ページをご覧ください。ここで、主要事項調書は4ページも併せてご覧いただけますでしょうか。

こちら令和8年度からの学校給食共同調理場の業務委託に向けまして、種々の事務に着手をいたしますため、令和12年度までの債務負担を設定するものでございます。令和7年度から令和12年度までの6年度間の事業費の限度額といたしまして2億9,700万円を設定するものでございますが、当年度、令和7年度につきましては予算執行を伴わない準備期間のため、主要事項調書はゼロ円としているものでございます。

最後に、第4表、地方債補正でございます。

こちらは、先ほどの中学校体育館空調設備等整備事業と体育施設集約化事業それぞれの起債対象事業費の追加に伴いまして、起債に係る限度額を増額するものでございます。

以上、一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。では、今西委員、お願いします。

○委員（今西利行） そうしましたら、大きく3点質問します。

まず1点目ですが、主要事項調書の3ページの中学校体育館空調設備等整備についてなんですけれども、学校体育館へのエアコンの設置については、私、一般質問でも取り上げましたが、できるだけ有利な交付金、起債の活用と訴えましたが、今回、緊防債を使わずに、そこにも書かれてあります空調設備整備臨時特例交付金を利用されますが、これはまずどのような制度なのか、またどうしてこのような制度を設けられたか、国のいきさつについて説明をお願いします。

○委員長（藤本英樹） 矢野次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） 従来から予定していました緊急防災減災事業債につきましては、事業費の100%に充当ができて、元利償還金への交付税措置率は70%となっております。

今回、学校体育館への空調整備を促進するために、国において学校施設環境改善交付金の中に空調設備整備臨時特例交付金というのが創設をされました。この制度は令和15年度までの事業ということで、この制度につきましては断熱性の拡幅工事を行うことを条件に国庫補助率が2分の1、その残額の2分の1が交付税措置をされるため、理論上は有利な制度となっております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西利行） 確認なんです、実際の地方自治体の実質負担はどれぐらいになりますか。

○委員長（藤本英樹） 矢野次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） ここに上げさせていただいておりますのは、令和7年度の国の交付金になります。また、令和8年度の交付金等もありますこと、また補助単価、また入札で工事費等が確定するまで変動する要素がありますので、現時点での地方負担の算定というのは行えない状況です。以上です。

○委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西利行） いや、私が聞いているのは、ざっとどれぐらいかと聞いているわけで、交付金が5割、そして起債配当が100%、元利償還金の交付措置が50%ということで、実際の自治体の負担率というのは25%というふうに考えるんですけれども、間違っていますか。

○委員長（藤本英樹） 矢野次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） 空調の整備特例交付金の率としましては、先ほども言いましたように、国庫補助が2分の1、その残額の2分の1が交付税措置ということで、理論上はそういう数字にはなりますが、先ほども言いましたように、国の内示額、令和8年度分がまだ確定しておりませんし、入札等により工事費も動きがありますので、現時点での地方負担というのは概算でもお示しすることはできません。

○委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西利行） 分かりました。

この制度は、令和15年度までということで、緊防債の場合は7年度までということになっておりますが、大変有利な交付金措置だと思いますので、ぜひこの有利な交付金を利用して、既に近隣市町では小学校のエアコンの設置も検討されておりますので、ぜひともこれは検討していただきたいというふうに思います。

2つ目ですが、主要事項調書4、学校給食共同調理場業務委託について伺います。

住民目線を大切にされている新町長の下、まずは住民、保護者への説明が必要であると考えますが、これはあまりにも早過ぎる、きちんと住民の意見を聞くべきというふうに考えるんですが、その点いかがですか。

○委員長（藤本英樹） 市川所長。

○学校給食共同調理場所長（市川博巳） 新聞報道等ありました。それと、住民さんへの周知につきましては、お知らせという形でこれから行っていこうと思っております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西利行） しっかりと住民の意見を聞いて、生の声をしっかり聞いて対応していただきたいというふうに思います。

問題点について2つ質問いたしたいと思います。

まず、給食提供の安定性についてですが、2022年、東大阪市の小学校の給食配送を委託した運送会社が車両確保できず給食が中止。テレビでも報道がありましたが、2023年、ホーユー給食という会社が破産して事業停止し、各地で給食の提供を中止。2024年、宇

治市の南部小学校で給食調理委託業務の入札の不調により、本年度の給食開始が早まる事態となったため、市は予定価格を引き上げ、再度入札を行った等の事例が各地で起こっております。

委託先の経営状態や人手不足、入札不調などにより給食提供がストップする可能性が考えられますが、この点はいかがですか。

○委員長（藤本英樹） 市川所長。

○学校給食共同調理場所長（市川博巳） まず、給食の提供につきましては、受託業者になることと履行保証を求めますので、確実に履行ができるような契約になると思っております。

それから、トラックの運行ですね、おっしゃっていたの。それにつきましては、町のトラックを利用して運営していきますもので、トラックがないとかそういうことは起こらないので、それは心配ありません。

それともう一点が何でしたっけ。一遍に言われたんで、すみません。

○委員長（藤本英樹） 今西委員、もう一度最後の質問。3つ目の質問をお願いします。

○委員（今西利行） 委託先の経営状況とか人手不足、あるいは入札の不調等により給食提供がストップする可能性がある、その点についてどうですかと聞いているんです。

○委員長（藤本英樹） 市川所長。

○学校給食共同調理場所長（市川博巳） すみません。

入札の不調については、近隣ではそれはありましたので、そうならないようにやっています。以上です。

○委員長（藤本英樹） 今西委員。質問個別にあるんでしたら、もう一つ一つ質問してください。まとめて3つあるんやったら3つとも質問するんじゃないくて。

○委員（今西利行） 分かりました。

○委員長（藤本英樹） お願いします。

○委員（今西利行） 給食提供のストップが起こっている背景には、物価高騰による食品値上げに加え、調理スタッフの人件費や光熱水費など、あらゆる運営コストの高騰の影響で給食事業者の経営が悪化しているという指摘があります。町が直営すれば、そのような事態は起こり得ないと考えます。それは答弁結構です。

次に、職員間の連携の影響について伺います。

食育基本法では、学校給食は食育の一環として位置づけられており、教職員や栄養教諭、栄養士、調理員が一体となって地域との連携を図り、児童・生徒へのきめ細かな指

導が行わなくてはならないとありますが、例えば、府の職員である栄養士が委託先の調理員に対して、直接作業指示などができるのですか。

また、食育については、民間委託では十分な対応はできないと考えますが、その点いかがですか。

○委員長（藤本英樹） 市川所長。

○学校給食共同調理場所長（市川博巳） 今回の委託は調理師を業者に委託します。従いまして、栄養教諭、所長は引き続き正職員で行いますので、コントロールできますので、当然、栄養教諭は調理師に指導しますので、従いまして連携を取って業務を遂行してまいりますので、いわゆる質の低下とかそういったことにはつながりません。以上です。

○委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西利行） いや、そういうことであれば偽装請負の可能性も出てきますので、十分それは配慮していただきたいというふうに思います。

給食は、子どもたちが直接口にするものであり、安全性や質の向上を最優先するならば、自治体が責任を持って子どもの食に関する権利保障を行うべきと考えます。また、そもそも給食の民営化、業務委託はそのスタートである1985年1月の文科省通知による人件費等の経常経費の適正化を図る必要があること、すなわち人件費等のコストカットが目的と言えます。調理員が確保できないというのが民間委託の大きな理由ですが、この間、退職者不補充として非正規職員で対応してきたことがそもそもの原因ではありませんか。答弁は結構です。

いや、答弁できますか。

○委員長（藤本英樹） 矢野次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） 今回の業務委託ですが、そもそも過去に、現業職員を採用しないという町の方針が決まっております、当時はその部分で財政的なメリットがあるんじゃないかというようなことも当初は議論をさせていただきました。ただ、今般の人件費とか物価高騰の中で委託をすることによって人件費的なメリットが出るようなことじゃなしに、今回、調理員不足の解消を図るとともに、調理業務の安定的な確保ということで、今回委託のほうをさせていただくということを考えております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西利行） そうしましたら、最後に、体育館施設集約化について伺います。

トレセンを撤去し、住民体育館へ集約するとのことではありますが、これまでの機能維

持はされるのか、利用者に支障は出ないのか、その点をお答えください。

○委員長（藤本英樹） 小川補佐。

○社会教育課課長補佐（小川英人） 本件につきましては、昨年12月の予算委員会やその後の文教厚生常任委員会のご答弁、ご説明で申し上げたとおり、トレーニングルームは和室に移設し、スタジオにつきましては、今、隣接する総合文化センター内の研修室での対応も考えられますので、本設計業務による積算による工事費や実際の使用状況を踏まえ、引き続き検討してまいりたいと考えております。決して今ある機能をなくすものではございません。

また、本工事につきまして、利用できない期間が生じます。利用者の皆様には、できるだけ早い段階で施設の変更内容を併せて施設の停止期間など周知を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西利行） トレーニングルームは、住民体育館の和室ということですが、広さ的にはかなり狭くなると思います。また、スタジオについては、総合文化センター研修室での対応も考えられるとのことですが、夏休み中など、研修室は利用がいっぱいでなかなか取れないと聞いております。これまでの利用者や、また新たな利用者がこれまで以上に活用できるように、しっかりと意見を聞いて対応していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） よろしいですか。

○委員（今西利行） はい。

○委員長（藤本英樹） では、続きまして、浅田賢茂委員。

○委員（浅田賢茂） 失礼いたします。

主要事項調書4ページの学校給食についてお伺いをいたします。

現在、調理員不足解消というふうにこちらで出ているんですけども、今現在、何名必要なところに何名の職員が足りていないのか、お伺いします。

○委員長（藤本英樹） 市川所長。

○学校給食共同調理場所長（市川博巳） 必要な人員は12名です。実際のところ、今、人員的には10名ないし9名あたりの人数で調理を行っております。

○委員長（藤本英樹） 浅田賢茂委員。

○委員（浅田賢茂） 慢性的な人手不足だと聞いております。私も実際、ご一緒に仕事させていただいたので、本当に1人、2人が足りないと感じ給食が時間に間に合わないという

事態が発生する状況をよく理解させていただきました。

そこで、今回、民営化にすると、令和7年から12年の間で約3億ぐらい必要だということなんですけれども、今現在、直営でされている場合と、こちら民間委託された場合、どれぐらいの差額、私としては安くなるのだろうと思っておるのですが、その辺はいかがですかね。

○委員長（藤本英樹） 市川所長。

○学校給食共同調理場所長（市川博巳） 現在のところ、当然契約額は決まっておりますけれども、概算でいけば年間200万ぐらいは費用が余計にかかるであろうと想定しております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 浅田賢茂委員。

○委員（浅田賢茂） 実際に入ってくれそうな業者はあるんですかね。今。

○委員長（藤本英樹） 市川所長。

○学校給食共同調理場所長（市川博巳） 当然新聞報道なりを見て、その後、営業に来られている業者も何社かありますので、基本的に意欲を持っている業者はいるという状況です。

○委員長（藤本英樹） 浅田賢茂委員。

○委員（浅田賢茂） 先ほど、今西委員からもお話がありましたけれども、民間にすると突然の倒産、私の中で記憶にインパクトが強かったのが、成人式の着物、はれのひでしたかね。ああいうことがあってはならないと思います。その辺は直営であればそんなことは絶対はない。ただ、民間になればゼロとは言い切れないという懸念は残ると思います。

そして、宇治田原町、私も一般質問させていただいたんですけれども、本当に昔からおいしい給食を皆さん、真剣に作っていただいております。うちの子どもも、明日は何々や、楽しみやわと言うて、毎日楽しく学校に行けているのも給食のおかげだと思っております。

そこで、料理というのは、やはり同じ調味料を提供すれば同じ味ができるとは限らないと思います。そこには、長年の職人さんの技術であったり伝承があると思うんですけれども、その中で、今現在の職員さんが、希望にはなると思うんですけれども、何人かは残っていただけそうなんですかね。

○委員長（藤本英樹） 市川所長。

○学校給食共同調理場所長（市川博巳） 正職員につきましては、定期的な人事異動の時

期が先ですので、これは現在何とも言えませんが、会計年度任用職員が調理師として大半を占めているのですが、これにつきましては、当初契約をするときのプロポーザルのときに、うちの仕様書の中で現在の会計年度任用職員を積極的に雇用するように、あるいは新規の場合でも極力地元の方を雇用するようにといった旨の仕様にしていこうと考えております。

○委員長（藤本英樹） 浅田賢茂委員。

○委員（浅田賢茂） 私も存じ上げております。実際多く働いている職員さん、パートさんとかも子どもを小学生で通わせているお母さん方が多いと思います。その背景には、やはり学校とともに仕事をする職でありますので、子どもと共に休みやすかったりとか、その辺も加味して働いておられる方が多いと思います。そして、聞いていると、やはり実際に子どもが来て、たまに見学へ来たりとかすると、仕事への意欲も強くなって、より一層いい給食が提供できるのではないかな。そこはやっぱり小さい町、宇治田原やからこそいいところではないのかなというふうに思います。

先ほどもお話いただいたように、年間200万が上がるということなので、今まで以上によりおいしい給食を作っていただいて、先ほど話にもありましたけれども、直接子どもたちがやはり口に入れるものなので、その辺はいい運営ができるように、私ども協力していただきますので、引き続きよろしく願いをいたします。以上です。

○委員長（藤本英樹） では、上野委員、お願いします。

○委員（上野雅央） それでは、主要事項調書の4ページの学校給食共同調理場等業務委託事業費についてお聞きいたします。

先ほども、今西委員からもありましたように周知の仕方とかなんですけれども、今回委託に当たっては、人員の確保が難しい、厳しい中、今後も学校給食を安定的に提供する体制づくりとして、給食の調理、食器等の洗浄、配送、回収といった業務について民間委託とされるもので、我々議員にもさきの常任委員会で資料を提供していただき、説明いただいたことにより理解はしているものですが、おいしいと定評のある本町の給食であります。保護者の中には民間委託に際して不安に感じられておられる方がたくさんおられる中、先ほども今西委員も質問されておりましたが、もう少しどのようにこれから保護者の方に対してどのように対応されているのか、もう一度、すみません、お聞かせ願えるでしょうか。

○委員長（藤本英樹） もう一度ですか。同じ答えしかないですけれども、いいですか。市川所長。

○学校給食共同調理場所長（市川博巳） もう少し具体的な話ということですよ。

○委員（上野雅央） はい。

○学校給食共同調理場所長（市川博巳） 保護者に対しましてはお知らせをするんですけども、まず内容としましては、簡単にいえば、調理師が変わるだけで、大して何も変わらないよということを前提で話をしようと思っております。

そして、これはあまり遅くなるといけないので、イメージとしては1学期中には何がしかの方向でお知らせができたらいいかんと思っています。というのは、1学期の段階でまだ業者も決まっていなければ評価等もできていないので、逆に早過ぎるかもしれないんで、だからその辺が何が正しいかという話になりますので、ただ、希望としては、やっぱり1学期中にはお知らせしたいです。ただ、お知らせした場合でも、多分新聞報道と同等の内容になりますので、まずは不安を取り除くことからかなと思っています。以上です。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 分かりました。

これからも保護者の方の不安を感じる方、本当にたくさんおられる中で、もっと不安を払拭できるような周知をしていただき、費用負担の少なく、また安心・安全でおいしい学校給食が提供していただけるようよろしくお願いいたします。

それでは、次に、主要事項調書の5ページの体育施設集約化事業についてです。

これまで予算特別委員会で説明を聞いていますが、施設の集約化内容について、もう一度改めて説明をお願いいたします。

○委員長（藤本英樹） 施設の。

○委員（上野雅央） 施設の集約化の内容。

○委員長（藤本英樹） 集約化の内容、さっき説明していますよ。

○委員（上野雅央） もう一度、すみません、お願いできますか。

○委員長（藤本英樹） 小川補佐。

○社会教育課課長補佐（小川英人） 本件につきましては、先ほどご答弁させていただきました内容の施設の集約化を計画しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 先ほども大体集約化には理解はしているんですけども……

○委員長（藤本英樹） 暫時休憩します。

休 憩 午前11時19分

再 開 午前11時22分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

では、田村課長、答弁をお願いします。

○社会教育課長（田村 徹） それでは、ただいまのご質問に対しましてご答弁申し上げます。

先ほど、小川のほうからトレーニングセンターの中の移設の内容、それにつきましてはお答弁させていただきましたとおりでございまして、トレーニングルームは和室に移設しまして、スタジオにつきましては隣接する総合文化センター内での研修室での対応も考えられますので、それについては今後検討してまいりたい。

まず、大前提といたしまして、今回のこの集約化に際しまして、併せてトレーニングセンター棟、それとプールを撤去しまして、そちらの部分につきましては、現在不足する駐車スペースの拡充を図っていききたい、そのように考えております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 分かりました。集約化の内容は理解しました。

今年度は設計業務ということですが、工事となれば、当然利用できなくなる期間が生じますので、現在の利用されている住民の皆様にはなるべく早い段階で周知していただいて、丁寧な対応を努めていただけるよう求めておきますので、よろしくお願いいたします。

それともう一つ、同じく主要事項調書の集約化についてですが、主要事項調書の5ページの体育館施設集約化事業の中で、補助単独別の欄が単独となっていますが、町単費で実施されていくのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 小川補佐。

○社会教育課課長補佐（小川英人） 本事業につきましては、公共施設の集約化を内容とする交付税措置の有利な起債のメニューを活用する予定をしております。充当率は90%で、元利償還金に対する交付税措置は50%となっております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 有利な制度を活用されるということで安心はしました。私の質問は以上です。どうもありがとうございます。

○委員長（藤本英樹） では次、谷口委員、お願いします。

○委員（谷口茂弘） 私のほうからは補正予算案主要事項調書の3ページ、中学校体育館空調設備等整備事業9,312万7,000円について質問ではないのですが、意見のほうをお願いします。

まず、スケジュールでは来年6月の工事完成予定となっております。梅雨時期の大雨によって避難所の開設の必要が生じる場合に備えまして、大雨ですとか高温多湿の時期になる前の完成を目指していただきたいというお願いになります。

今日も、実際6月ですが、すごく外は暑いんです。災害が発生しますと、せっかく河川の氾濫ですとか土砂災害からの避難、被害を逃れて生き延びられた方が避難所に避難されてから亡くなられるというような震災関連死が多く発生しますが、それを避けるために命を大切にすること、6月の完成予定時期を少しでも早めるような努力をいただきたいと思います。これについていかがでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 矢野次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） 本事業につきましては、当初、年度内の完成を予定をしておりましたが、近隣市町でも一斉に整備が始まったこと、またプロパンガス方式となる機器類の納品に時間を要することが想定をされるため、今回補正予算で繰越明許費を設定をさせていただいております。

今後、早期の発注に努めまして、少しでも早い完成を目指しますが、それまでの間は、本年度購入いたします大型冷風機、そちらのほうも活用してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口茂弘） 先ほどもお伝えしましたとおり、命に関わるようなことが発生しないように、なるべく早くの工事完成をよろしくお願いいたします。

2点目です。

補正予算案の主要事項調書4ページになります。

学校給食共同調理場等業務委託事業費、総額の2億9,700万円につきまして、これもお願いのようになるかと思いますが、まず民間事業者へ調理等の業務を委託するプロポーザルを実施されるに当たりまして、子どもたちへの食育教育や給食センターへの町の負担軽減のために、今後、以下の3つ。

1つ目ですけれども、小中学生が給食メニューを開発調理する事業への支援。

2つ目としまして小中学生が考案した給食メニューの開発調理の業務。

3つ目ですけれども、先ほどからお話もありましたとおり、かつて自称もしているお

いしい給食につきまして、以前に山内議員から役場での販売についての提案がありましたが、それに加えて、地元スーパー等の協力店舗、福祉施設などへの給食の販売及びその支援につきまして、こういうような事業ができるようにプロポーザルの段階で要領とか仕様書の項目に加えていただくなどの検討をお願いしたいと思っております。契約が締結されてからでは遅くなります。こうしたノウハウを持った業者、先ほども幾つか既にコンタクトがあったと聞いておりますが、プロポーザルに参加、こういう業者がプロポーザルに参加いただければと願います。よろしく願いしたいと思っております。

○委員長（藤本英樹） 市川所長。

○学校給食共同調理場所長（市川博巳） まず、これまでも最初の食育教育のことですけれども、これにつきましては現在のところ、町の食生活改善推進協議会等と連携いたしまして、本町の食材を使った調理実習とか、あるいは給食週間です。生徒会の活動で、給食委員が地元の食材を使った給食として、実際に献立を作って、それを給食調理に生かしております。これを引き続き継続して行っていきたいと思っておりますので、引き続き取り組んでまいります。

それと、給食以外の給食を提供するという話。以前に一般質問をいただいておりますけれども、これにつきましては、仕入先が学校給食会とかそういった学校給食のための仕入れですから、なかなか学校給食外では提供できないのが現実でございます。あるいは、一般の、当然学校給食会以外からも農協さんとかからも野菜を仕入れております。そういったことがありますので、将来的には考える余地があるかもしれませんが、現時点ではなかなかハードルが高いのが現実です。従いまして、仕様書の記載は難しいところでございますが、今後の貴重なご意見として参考にしたいと思っております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口茂弘） なかなかハードルが高いということではお伺いしております。ただ、地元の給食センターで作られるおいしい給食ですので、何とか町の負担軽減のことも考えていただきたきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。私の質問は以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑はございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 私のほうから質問というより確認なんですが、1点。

先ほど、上野委員の発言の中に、最後に要望のことやと思うんですけれども、費用負

担なくおいしい給食というようお願いしますということで発言されたんですけども、そこで確認をしたいんですが、おいしい給食これはいいんですが、費用負担なくということでおっしゃったんですけども、私の理解では保護者が負担する給食費は材料代のみやということで理解をしているんですけども、それに伴う調理、あるいは給食センターの維持管理に関する人件費も含めた一般管理費、これは全部それ以外の町の負担やと。だから、保護者はあくまで材料代だけなんやということで間違いがないかどうか。その確認なんですが、どうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 市川所長。

○学校給食共同調理場所長（市川博巳） 委員のおっしゃいますように、給食費というのは全て給食の材料に使われております。したがって、それ以外の経費は全て町の費用で負担しております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） ということは、費用の負担ということは一切発生しないという理解でいいわけですね。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） 横表の4個目です。

宇治田原小学校の放送設備を修繕する費用の追加とあるんですけども、これ具体的にどういうことなんですか。使えなくなっているんか、その辺の状況とかも含めて、どんなことをされるんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 重富補佐。

○学校教育課長補佐（重富康宏） ご答弁申し上げます。

現在、宇治田原小学校につきましては、放送設備の操作卓のほうが故障しているということでかなり古い機器になってございます。こちらにつきましては、現在、一斉放送のほうがかかりにくい状況になっております。気象等、警報等の連絡については支障はないんですけども、種々の業務連絡につきまして支障が出ているということで、今般、補正予算を計上させていただいたところでございます。

機器のほうが相当古くなっておりますので、今現在の新しい技術を使った機器設備も含めまして、今後ご可決いただいた後、整備については検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。新しい設備を導入するということだということで分

かりました。

次に、主要事項調書、先ほどから出ています学校給食共同調理場の関係なんですが、少し保護者の方から聞いていますと、給食の量が一人一人の子どもたちの食べる量がちょっと少ないのではないかというお声を聞いているんです。この辺の状況については、町としてはどういうふう把握されているんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 市川所長。

○学校給食共同調理場所長（市川博巳） 子どもが食べる、作る量、配缶量は、例えば中学年であれば1食で650キロカロリーで計算をして、適正な量を作っておりますということです。以上です。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） いや、実際、子どもたちが給食を食べて、その後の授業をして帰っていく。帰ってきたらもうおなかですいてたまらへんというような声を何かいろんな方から聞いているんです。その辺のことも含めて、量的には、確かにカロリー計算してそれでいいんだとは思いますが、その辺のことについては把握はしておられるんですね。

○委員長（藤本英樹） 市川所長。

○学校給食共同調理場所長（市川博巳） まず、以前より別に量を減らしたりはしておりませんし、あと、その反面、残菜も発生しております。ということは、残す子もいるんですね。細かい話でいえば、大食いの子もいれば小食の子もいますので、今のところ、作る量を変える、1人当たりの、そういう予定はございません。

残菜を見れば、どれぐらい残っているかというのは把握できております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） そういうことを言ってないので、実際そういう声が幾つかの保護者から聞いているんです。残菜はあるけれども、少ないと……

○委員長（藤本英樹） 暫時休憩します。

休 憩 午前11時37分

再 開 午前11時38分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。矢野次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） 学校の給食につきましては、まず配膳のときに、給食係のほうの基本配膳ということで一定みんなに均等に分けられるように配膳をさせていただいて、その後、増減、減らしたい子どもさんとか増やしたい子どもさんという

のをそのときに配膳の中で工夫をさせていただいています。

また、一部メニューによりまして、どうしても好き嫌いというのが当然ありますので、そういう場合で給食提供されたものを減らされるということであれば、当然そういう形でおなかやすく、量が少ないというふうに思えるようなこともあるかというふうに思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。

その辺のことは、また今後もいろんな形で出てくるかと思うんで、きちっと対応していただきたいなというふうに思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、日程第1、議案第30号に係る関係課所管分の質疑を終わります。

◎議案第30号の討論、採決

○委員長（藤本英樹） 以上で、審査が全て終わりましたので、直ちに討論、採決に入ります。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

これより議案第30号、令和7年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手多数であります。よって議案第30号は、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回予算特別委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。

この審査の結果につきましては、予算特別委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、6月19日の本会議において討論され

る方は既に配布しております「討論通告書」を6月17日（火）、午後5時迄に議長宛提出をお願いいたします。

委員各位の慎重な審議を賜りご協力ありがとうございました。

以上で予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

散 会 午前11時41分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 藤 本 英 樹